

「アンチ・ドーピング相談応需施設リスト」への掲載要領

1 目的

本要領は、市民等からのドーピングに関する相談に適切に応需する体制整備の確保と、その広報活動を目的とする「アンチ・ドーピング相談応需施設リスト」(以下、「ドーピング相談薬局等リスト」という。)への掲載について定めるものとする。

2 資格

本要領における「ドーピング相談薬局等リスト」への掲載要件は、公益社団法人相模原市薬剤師会(以下、「市薬剤師会」という。)会員であること、又はこれに準じる資格を有し、本要領事業の趣旨に賛同し、次の項の活動、及び役割を担うものとする。

3 活動、及び役割

活動、及び役割は、概ね、次の各号に掲げるものとする。

- (1)市薬剤師会主催の講習会等を受講し、常に、ドーピングに関する知識、情報を習得すること。
- (2)「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」(日本薬剤師会作成)の最新版を常時、閲覧すること。
- (3)インターネット設備を有し、※GlobalDRO を活用することができること。
- (4)相談事例が発生し、対応した場合に市薬剤師会へ報告を行うこと。
- (5)地域活動への参加、及び相談教室等を開催し、広く市民等に対してアンチ・ドーピングの啓発活動を継続して行うこと。

4 リストへの掲載、及び支援

- (1)医療提供施設等が「ドーピング相談薬局等リスト」への掲載を希望する場合は、市薬剤師会に申し出を行い、市薬剤師会は、当該医療提供施設等が前項の活動、及び役割を適切に履行されたと認められた場合は、市薬剤師会広報誌、又はホームページに「ドーピング相談薬局等リスト」として掲載し、公表するものとする。
- (2)市薬剤師会は、リスト掲載施設等へ必要に応じて、相談応需に必要な資材等を優先的に配布するものとする。

5 掲載の取り消し

- (1)医療提供施設等は、「ドーピング相談薬局等リスト」への掲載を取りやめる場合は、市薬剤師会へ速やかに申し出を行い、市薬剤師会は、リストから削除するものとする。
- (2)市薬剤師会は、リスト掲載の医療提供施設等において、3.の活動、及び役割が不適切と認められた場合は、当該医療提供施設等に対しその旨を告げ、「ドーピング相談薬局等リスト」から削除できるものとする。
- (3)リスト掲載医療施設等が 2.の資格を喪失した場合は、「ドーピング相談薬局等リスト」から削除できるものとする。

附 則

- 1 その他本要領に定めのない事項は、その都度、協議の上、決定していく。
- 2 この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から適用いたします。